

○山口市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)の規定に基づき山口市が管理する街区基準点(以下「公共基準点」という。)の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において公共基準点とは、都市再生街区基本調査により設置された街区基準点であって、かつ、永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第 3 条 公共基準点の管理保全の主管課は、地籍調査課とする。

(公共基準点の使用手続き)

第 4 条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ「公共基準点使用承認申請書」(様式第 1 号)により市長へ申請し、「公共基準点使用承認書」(様式第 2 号)により承認を受けるものとする。また、使用後には「公共基準点使用報告書」(様式第 3 号)により使用結果を報告するものとする。

2 公共基準点を使用する者は、「公共基準点使用承認書」を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

3 山口市が実施する工事においては、本条 1 項による使用手続きを要しないものとする。

(公共基準点の使用等に係る包括申請手続)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、公共基準点の継続的使用を希望する団体は、あらかじめ「公共基準点使用に係る包括承認申請書」(様式第 4 号)により市長に申請し、「公共基準点使用包括承認書」(様式第 5 号)により承認を受けるものとする。また、公共基準点を使用したときは、「公共基準点使用報告書(包括承認)」(様式第 6 号)により、当該団体で公共基準点を使用した者ごとに月単位で使用結果を報告するものとする。

2 前項の承認を受け、公共基準点を使用する者は、当該団体の発行する身分証明書を常時携行し、土地所有者等又は市職員の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

3 包括承認の期間については、申請者と市長との協議により定める。

(工事施工の届出)

第6条 道路の掘削工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ「公共基準点付近での工事施工届出書」(様式第7号)を市長(山口市が実施する工事にあつては地籍調査課長)に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転・撤去・廃点の承認を申請し、又は協議をする場合は、「公共基準点付近での工事施工届出書」の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図、平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
- (2) 引照点図、又は市長若しくは地籍調査課長の指示する測量資料
- (3) 写真(公共基準点、公共基準点周辺、全引照点を確認できるもの)

4 公共基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点付近での工事しゅん工報告書」(様式第8号)を市長(山口市が実施する工事にあつては地籍調査課長)に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) しゅん工写真(公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの)
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前・しゅん工後が対比できる引照点図、又は市長若しくは地籍調査課長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果)

6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者(山口市が実施する工事を除く)は地籍調査課長との協議後、「公共基準点復旧承認申請書」(様式第9号)により市長に申請し、復旧の承認を受けなければならない(様式第10号)。山口市が実施する工事においては、工事施工者は地籍調査課長と公共基準点の復旧について協議しなければならない。

(測量標の一時撤去及び移転)

第7条 工事施工者(公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。))の行う工事を除く)が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ「公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(様式第11号)により市長(山口市が実施する工事にあつては地籍調査課長)に申請し、その承認を受けなければならない(様式第12号)。

- 2 前1項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
 - (2) 写真(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの)
 - (3) 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)
- 3 都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合、土地所有者等は、「公共基準点(一時撤去・移転)請求書」(様式第13号)を市長に提出するものとする。

(測量標の撤去及び廃点)

第8条 工事施工者(土地所有者等の行う工事を除く)が、公共基準点を撤去又は廃点する必要がある場合には、あらかじめ「公共基準点(撤去・廃点)承認申請書」(様式第14号)により市長(山口市が実施する工事にあつては地籍調査課長)に申請し、その承認を受けなければならない(様式第15号)。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
 - (2) 写真(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの)
- 3 土地所有者等の都合により、公共基準点を撤去・廃点する必要がある場合は、土地所有者等は、「公共基準点(撤去・廃点)請求書」(様式第16号)を市長に提出するものとする。

(機能の回復)

第9条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合、又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があつた場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は地籍調査課長と協議のうえ変更することができる。

- 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合は、前2項を適用する。

(機能回復の施工者)

第10条 公共基準点の測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合は地籍調査課で行う。

- (1) 工事施工者による設置工事が困難な場合
 - (2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合
- 2 測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続きは、測量法第36条、同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき地籍調査課で行う。
 - 3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と地籍調査課長との協議のうえ施工者を決定するものとする。

(設置工事)

第11条 工事施工者等は設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に地籍調査課長と協議しなければならない。

- 2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は地籍調査課が指定するものを使用しなければならない。
- 3 工事施工者は設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 設置工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点設置工事しゅん工報告書」(様式第17号)を前項の写真とともに市長(山口市が実施する工事にあつては地籍調査課長)に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第12条 第7条及び第8条に規定する公共基準点の移転・一時撤去・撤去・廃点・設置に要する費用は、当該申請者が負担するものとする。ただし、基準点の設置されている土地所有者等からの請求によるもののほか、市長が必要であると認めた場合を除く。

(その他)

第 13 条 この要綱により難い場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所
氏名

山口市公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計画 機関	名称	
	代表者氏 名	
	所在地	TEL
測量作業 機関	名称	
	担当者氏 名	
	所在地	TEL
備考		

様式第2号（第4条関係）

公共基準点使用承認書

様

年 月 日付けで申請のあった公共基準点の使用について、下記のとおり承認します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 作業 機 関	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
承認条件 1 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2 使用終了後は、報告書を提出すること。 承認番号 年 月 日 号 山口市長 印		
担当連絡先	山口市地籍調査課	

別紙

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。
- 4 公共基準点使用包括承認書を受け、公共基準点を使用する者は、包括承認書に代えて、使用包括承認を受けた団体の発効する身分証明書を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。
- 5 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 6 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 7 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 8 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。なお、地積測量図等作成のための測量においては、包括承認申請書に定める使用報告書をもって代えることができることとする。

- (1) 基準点現況報告書
- (2) 精度管理表
- (3) 成果表、網図の写しなど

様式第3号（第4条関係）

公共基準点使用報告書

年 月 日

山口市長 様

報告者 住 所
名 称
担当者

公共基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

使用目的			
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで（ 日間）	
測量地域			
使用した 公共基準点	計 点		
使用承認番号	承認番号 号		
測量 作業 機 関	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地	TEL	
使 用 結 果 (精 度)	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
特 記 事 項	(故障点、異状点の状況を記載)		

様式第4号（第5条関係）

公共基準点使用に係る包括承認申請書

年 月 日

山口市長 様

申請者

山口市公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで
測量地域		
使用する 公共基準点		
測量方法		
申請者	名 称	
	代表者 氏名	
	所 在 地	TEL
測量 作業 担当者	氏名	
備 考		

様式第5号（第5条関係）

公共基準点使用包括承認書

様

年 月 日付けで申請のあった公共基準点の使用について、下記のとおり承認します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで
測量地域		
使用する 公共基準点		
測量方法		
測量 作業 担当者	氏名	
承認条件 1 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2 別添の街区基準点使用報告書（様式6号）を用いて、関係街区基準点の使用状況を報告すること。 3 座標交付については、紙面によること。		
承認番号 年 月 日 号		
山口市長		印
担当連絡先	山口市地籍調査課	

様式第6号（第5条関係）

公共基準点使用報告書（包括承認）

年 月 日

山口市長 様

報告者 住 所
名 称
担当者

印

公共基準点の使用結果を別紙のとおり報告します。

(別紙報告様式)

使用した基準点

記入に関する注意事項

※ 使用目的欄には、次のいずれかに該当する番号を○で囲んでください。

- 1 地積測量図等作成のために使用した点
(この場合、備考欄に所在地番を記入して下さい。)
- 2 点検等のために使用した点
- 3 異状のために使用を断念した点

※ 地積測量図に使用した場合は、備考欄に所在地番を記入すること。

使用した基準点	使用年月日	使用目的	備考
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	

() / () ページ

様式第7号（第6条関係）

公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

山口市長 様

届出者 住 所
氏 名

山口市公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により下記のとおり届け出します。

工事件名			
工事場所	番地先		
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	(日間)
工事概要			
公共基準点番号			
占用 企業 者	名 称		
	代表者氏名		
	所 在 地	TEL	
工事 請 負 者	名 称		
	担当者		
	所 在 地	TEL	
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他		

様式第8号（第6条関係）

公共基準点付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

山口市長 様

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名			
工事場所	番地先		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		
公共基準点番号			
公共基準点 の状況	(1) 測量標のき損状態：		
	(2) 構造物のき損状態：		
	(3) その他：		
工事 請 負 者	名 称		
	担当者		
	所 在 地	TEL	
添 付 図 面	1 竣工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他		

様式第9号（第6条関係）

公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所
氏名

工事により異状をきたした公共基準点の復旧について、山口市公共基準点管理保全要綱第6条第6項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理由		
復旧内容		
復旧場所	番地先	
復旧する 公共基準点		
復旧期間	年 月 日から 年 月 日まで	
復旧 工事 申請 負者	名 称	
	代表者氏 名	
	所 在 地	TEL
備 考		

様式第10号（第6条関係）

公共基準点復旧承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認します。

承認事項

復旧内容	
復旧場所	番地先
復旧する公共基準点	
復旧完了期限	年 月 日

承認条件

- 1 測量標設置は、山口市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 2 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第17号）を提出し、山口市の検査を受けてください。
- 3 検査に合格したときには、速やかに山口市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 4 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て地籍調査課と協議してください。

承認番号 号
年 月 日

山口市長

印

担当連絡先 山口市地籍調査課

様式第11号（第7条関係）

公共基準点（一次撤去・移転）承認申請書

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所
氏名

工事により支障となる公共基準点の（一次撤去・移転）について、山口市公共基準点管理保全要綱第7条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。

一次撤去・移転理由		
工事件名		
工事場所	番地先	
一次撤去・移転する公共基準点		
移転する場合の移転候補地	番地先	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
一次撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事請負者	名称	
	担当者	
	所在地	TEL
添付図面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他	
備考	※現況状況等を記載する	

様式第12号（第7条関係）

公共基準点（一次撤去・移転）承認書

承認番号 号
年 月 日

様

山口市長

印

年 月 日に申請のありました公共基準点の（一次撤去・移転）について、次のとおり承認します。

承認事項

移転先	番地先
一次撤去・移転する公共基準点	
完了期限	年 月 日

承認条件

- 1 再設置位置については、地籍調査課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。
- 2 測量標設置は、山口市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第17号）を提出し、山口市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに山口市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに地籍調査課に連絡してください。

担当連絡先

山口市地籍調査課

様式第13号（第7条関係）

公共基準点（一次撤去・移転）請求書

年 月 日

山口市長 様

請求者 住所
氏名

山口市公共基準点管理保全要綱第7条第3項の規定により、公共基準点の（一次撤去・移転）を次のとおり請求します。

一次撤去・移転理由	
請求場所	番地先
一次撤去・移転する 公共基準点	
請求期限	年 月 日まで
備 考	

様式第14号（第8条関係）

公共基準点（撤去・廃点）承認申請書

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所
氏名

工事により支障となる公共基準点の（撤去・廃点）について、山口市公共基準点管理保全要綱第8条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。

撤去・廃点理由		
工事件名		
工事場所	番地先	
撤去・廃点する公共基準点		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
撤去・廃点予定日	年 月 日（予定）	
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	Tel
添付図面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他	
備 考	※現況状況等を記載する	

様式第15号（第8条関係）

公共基準点（撤去・廃点）承認書

承認番号 号
年 月 日

様

山口市長 印

年 月 日に申請のありました公共基準点の（撤去・廃点）について、次のとおり承認します。

承認事項

工事場所	番地先
撤去・廃点する 公共基準点	
完了期限日	年 月 日

承認条件

- 1 測量標の撤去作業は、占用管理者と協議の上、安全を確保して作業を施工してください。
- 2 測量標の撤去後は、コンクリートや舗装等で十分な補修を行い、車輛や歩行者の通行に支障が生じないように施工してください。
- 3 施工で発生した廃材等は、適正に処分してください。
- 4 撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに地籍調査課に連絡してください。

担当連絡先	山口市地籍調査課
-------	----------

※ 測量標を撤去した場合、測量標（金属標）は、地籍調査課に返却願います。

様式第16号（第8条関係）

公共基準点（撤去・廃点）請求書

年 月 日

山口市長 様

請求者 住所
氏名

山口市公共基準点管理保全要綱第8条第3項の規定により、公共基準点の（撤去・廃点）を次のとおり請求します。

撤去・廃点理由	
請求場所	番地先
撤去・配点する 公共基準点	
請求期限	年 月 日まで
備 考	

様式第17号（第11条関係）

公共基準点設置工事しゅん工報告書

年 月 日

山口市長 様

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日承認番号 号で承認を受けた公共基準点の（一次撤去・移転）について、公共基準点設置工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		番地先
設置工事しゅん工日		年 月 日
設置公共基準点番号		
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	Tel
添 付 図 書		1 測量成果 2 しゅん工写真 3 その他